

●香川県告示第65号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次のとおり二級河川の指定を変更する。

令和元年7月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

区 分	河 川 名		変 更 河川名	区 間					
	本 流	支 流		上 流 端		下 流 端	延 長	摘 要	
変 更	旧	財田川	昼丹波川	大口川	左岸	仲多度郡仲南村大字 追上25の3番地先	昼丹波川合 流点に至る		
					右岸	仲多度郡仲南村大字 追上25の3番地先			
	新	財田川	昼丹波川	大口川	左岸	仲多度郡まんのう町 後山字樋向129番地 先	昼丹波川合 流点に至る	2,827 メー トル	
					右岸	仲多度郡まんのう町 後山字樋向134番1 地先			